

農業

タケノコの出荷

印西市産タケノコは、平成 27 年 1 月 22 日をもって条件付きで出荷自粛が解除されています。

平成 28 年産のタケノコを販売するには、平成 28 年産用の「タケノコ出荷・販売可能証明書」が必要です。この証明書の交付を受けるには、千葉県が印西市産タケノコの放射性物質検査を 3 検体（3 力所）実施し基準値以下であることが条件となります。

昨年、「タケノコ出荷・販売可能証明書」の交付を受けている人は、千葉県が実施する放射性物質検査後に証明書を交付します（過去に 50 ベクレルを超過したことがある竹林を除く）。

証明書がないと出荷・販売はできません。ご注意ください。

また、自分で採取したタケノコを、個人経営の直売所・無人直売所で販売する場合も、証明書の取得が必要になります。

※購入者のみなさんは、安全を考慮し、必ず「タケノコ出荷・販売可能証明書」の交付を受けている人は、千葉県が実施する放射性物質検査後に証明書を交付します（過去に 50 ベクレルを超過したことがある竹林を除く）。

証明書がないと出荷・販売はできません。ご注意ください。

また、自分で採取したタケノコを、個人経営の直売所・無人直売所で販売する場合も、証明書の取得が必要になります。

また、自分で採取したタケノコを、個人経営の直売所・無人直売所で販売する場合も、証明書の取得が必要になります。

そのほか

公益信託印西市まちづくりファンド応募団体相談会

市民活動団体の立ち上げ支援

3 月から防災無線の放送時間を変更

【変更前】午後 4 時 30 分→【変更後】午後 5 時。

※正午は変更ありません。

図 防災課防災班（☎内線 454）。



販売可能証明書」の交付を受けた生産者から購入してください。

図 農政課農政班（☎内線 371）。

印西市産原木シイタケ（露地栽培）出荷制限一部解除

印西市産原木シイタケ（露地栽培）は国からの出荷制限を受けていましたが、平成 28 年 1 月 25 日付けで適正な管理を行い安全性が確認された原木シイタケのみ出荷制限が解除されました。

出荷制限の解除は市内全域の解除ではなく、解除条件を満たした生産者の一部解除となります。

販売を希望する生産者は、左記までご連絡ください。

図 農政課農政班。

や、まちづくり活動の支援のため助成金申請に向けた相談会を行います。

図 3 月 11 日（金）午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分。

図 文化ホール。

図 事前に千葉銀行信託コンサルティング部までお問い合わせください。

※詳しくは、3 月 1 日（火）発行予定の「応募の手引き」を参照してください（千葉銀行信託コンサルティング部、市内の千葉銀行支店、市役所市民活動推進課、各支所、公民館、コミュニティセンター、福祉センター、市民活動支援センターで配布）。

図 【申し込み先】千葉銀行信託コンサルティング部公益信託担当（☎043-301-9269）、【制度に関する問い合わせ】市民活動推進課市民活動支援班（☎内線 343）。

NPO なんて講座

～NPO ってなに？～

図 3 月 9 日（水）午後 2 時～4 時。図 市民活動支援センター（中央駅前地域交流館 2 号館）。

◆講師：千倉真里子氏（千葉県県民生活・文化課 NPO 法人班班長）。

図 NPO の基礎知識から、法人申請の手続き、法人化のメリットについて。

図 市民活動やボランティアに関わる人、関心のある人。

定 30 人。

図 無料。

図 事前に電話またはメールで左

記まで（先着順）。

図 市民活動支援センター（☎4500・☎i.shiencenter@minos.ocn.ne.jp）。

NPO マネジメント無料講座

～資金繰りのコツを学ぶ！～

図 2 月 28 日（日）午後 1 時 30 分～3 時 30 分。

図 市民活動支援センター。

◆講師：山田泰久氏（NPO 法人 CANPAN センター代表理事）。

図 市民活動団体が活動資金を調達するには、助成金や補助金の申請を審査する立場から見た、資金獲得のコツについて。

図 市民活動やボランティアに関わる人、関心のある人。

図 事前に電話またはメールで左記まで（先着順）。

図 市民活動支援センター。

～ SNS で救助要請～

SNS を活用することで、災害発生時に電話が使えない場合でもいち早く安否確認や道路状況などの確認、救助要請を行うことができます。たとえば Twitter では、場所や状況に加えて「# 救助」というハッシュタグ（#）をつけて記事投稿することで、より多くの人に救助要請を発見してもらいやすくなります。

幅広い世代に SNS 講座開催

昨年 12 月 11 日、中央駅前地域交流館で SNS 講座を開催しました。この講座は東京電機大学情報環境学部の学生を講師に迎え、生活に役立つ情報や災害情報をいち早く入手するための SNS 活用法や利用上の注意点を説明しました。



具体的なトラブル例で注意点を説明

また、4 月に西の原中学校、12 月に印旛明誠高等学校で個人情報漏えいや LINE の既読無視問題など、生徒の身近な問題にスポットを当てた講座を行い、SNS の利便性の裏に潜んでいる危険性を伝えました。

参加した生徒の関心は高く「便利な反面、危険性もあることを知った」、「改めて知識を得られ見直すきっかけになった」と感想を話していました。

学生講師を担当した米澤俊也さんは、「利用者一人ひとりが情報リテラシー（利活用力）を身につけて情報入手・発信を行うことで、SNS は日常生活で活力を向上させたり、地域がつながる道具になると思います」と今後の使い方を話してくださいました。

図 情報管理課情報管理班（☎内線 595）。

ご存知ですか？ SNS 利用上の注意点

※ SNS とは？

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、インターネットを介して人と人の交流を支援するコミュニティ型ウェブサイトの総称です。有名なものでは、Facebook、Twitter、LINE などがあります。

※安全安心に利用する上で知っておきたいこと

～ささいな日常報告からの個人情報漏えい～

「妹が修学旅行で沖縄に行った」、「家族で温泉旅行中」といった何気ない日常の投稿記事からも個人情報は漏えいします。例えば、前者は中高生の妹がいることや、記事が投稿された時期に沖縄に修学旅行に行く学校をネットなどで調べれば妹の通学先まで漏えいしてしまいます。

また、後者の記事は家族で留守と分かりますので、もしこれまでの投稿記事などから自宅の目星がついてしまうと、空き巣被害にも遭いかねません。一つひとつの記事だけでは分からなくても、投稿記事が蓄積していくことで家族構成や居住地域、交友関係など多くの個人情報が明らかになってしまうこともあります。親しい友人に向けてのメッセージや日記のつもりで書いた記事が、予想もしなかった人の目にとまり悪用されてしまうことがあることに留意し、記事の内容や公開範囲、位置情報設定をこまめに確認しましょう。

～ネット炎上の当事者とならないために～

友だち相手に冗談のつもりで投稿した記事が、思わぬところで拡散されて不特定多数のユーザから集中的に非難されたり、これまでの投稿記事から個人を特定されてネット上に公開されてしまうといったトラブルが後を絶ちません。法に抵触する行為や倫理にもとる言動をしないことは当然として、ふとした誤解から大きなトラブルに発展してしまうこともありますので、記事が友人以外の誰に読まれても問題ないか確認してから投稿するように心がけましょう。万一、炎上に巻き込まれてしまった場合には、ネット上で反論するなど自分だけで対処するのではなく、家族や必要に応じて学校や勤務先などにも相談し、事態の鎮静化に向けて冷静で誠実な対応を進めることが大切です。

※もっと知りたい場合は、下記の語句で検索

「総務省 インターネットトラブル事例集」。

「総務省 大規模災害時におけるインターネットの有効活用事例集」。